

令和6年度国際スポーツ大会調査等支援事業補助金交付要綱

令和6年1月17日

5 生国第 667 号

（目的）

第1 この事業は、東京都（以下「都」という。）が国際スポーツ大会の開催に当たって主体となる国内統括競技団体向けに、都内で国際スポーツ大会の誘致を検討するために必要な調査等の支援を実施し、東京におけるトップレベルの大会の開催機会を充実させることで、競技力向上や様々な競技の裾野拡大を図り、一層のスポーツ振興と都市のプレゼンスの向上につなげることを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要綱において、次の（1）から（5）までに掲げる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- （1）「公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条に規定する要件を全て満たし、公益財団法人日本オリンピック委員会により加盟団体として認められたものをいう。
- （2）「公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条第1号、第3条及び第4条に定める団体をいう。
- （3）「公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第53条第3項に定める団体をいう。
- （4）「日本パラリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第48条に定める団体をいう。
- （5）「国際競技連盟」とは、各国の競技団体を国際的に統括する団体をいう。

（補助対象者）

第3 この補助金の補助対象者は、公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体及び日本パラリンピック委員会の加盟競技団体等、国内統括競技団体（以下「各団体」という。）とする。

2 この補助金の交付の対象となる各団体は、次の（1）から（6）までの全ての要件を満たすものとする。

（1）次の全ての要件を満たす国際スポーツ大会の開催を希望していること。

ア 都内での開催が予定されていること。

イ 国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）が主催又は公認等すること。

ウ 各団体が、主催又は主管等すること。

エ 観客数 10,000 人以上又は参加国数 10 か国以上が見込まれること。

(2) おおむね過去 10 年間、(1) に該当する国際スポーツ大会の開催実績がないこと。

(3) 申請時点で (1) に該当する国際スポーツ大会の開催が決定していないこと。

(4) 申請時点で国際スポーツ大会の誘致・開催支援を目的とした都の財政支援を受けていないこと。

(5) 定款等における主たる目的や事業が運動・スポーツ（ルールに基づいて勝敗や記録を競うものであること。）の振興、普及又は発展に関わるものであること。

(6) (5) に関する事業計画及び活動実績があること。

3 2 にかかわらず、特に必要と認められる大会（都内での開催が予定されているものに限る。）の開催を希望している各団体

4 1 から 3 までにかかわらず、次の (1) から (5) までのいずれかに該当する団体は、この要綱に基づく補助対象団体としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(3) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

(4) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの

(5) 所属する国際競技連盟が国際大会への参加資格を停止されているなど、関係機関から何らかの処分を受けている、若しくは疑義が生じているもの

（補助事業の完了時期）

第 4 補助事業は令和 7 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

（補助対象経費）

第 5 この補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。ただし、東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める場合を除き、他の制度により補助されている経費及び専ら金銭の支給、料金の減免等の経済的給付を目的とする経費等は除くものとする。

2 1 の経費は、令和 6 年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、各団体が購入、サービス等の提供を受け、支払ったものを対象とする。

（補助金の交付額）

第 6 この補助金の交付額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助する。

2 補助対象経費の 10 分の 10 を支援することとし、1 団体当たりの支援の上限額は 300

万円とする。

- 3 この補助金の交付額は、予算の範囲内で必要に応じて金額を調整するものとする。

（公募）

第7 知事は、支援対象者となる各団体を公募するものとする。

- 2 1の公募に応じる者は、申込書（第1号様式）に関係書類を添付して、あらかじめ指定する期日までに知事へ提出しなければならない。

- 3 2の申込書に添える関係書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）事業予算計画書（第3号様式）

（3）団体概要（第4号様式）

（4）誓約書（第5号様式）

（5）確約書（第6号様式）

（6）スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、中央競技団体は当該ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞に係るセルフチェックリスト、中央競技団体以外の団体は当該ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞に係るセルフチェックシート（原則6の項目で、当該ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定にも言及したもの。）（以下「セルフチェックリスト等」という。）

（7）各団体の定款、規約又はこれらに類するもの

（8）各団体の事業計画書、活動実績書又はこれらに類するもの

（9）各団体の組織体制

（10）各団体の役員名簿

（11）各団体の直近における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）

（12）その他知事が必要と認める書類

- 4 1の公募に応じる者は、セルフチェックリスト等による自己説明及び公表を行うものとする。

- 5 その他公募に必要な事項は、別に定める。

（審査会及び選定）

第8 知事は、第7の規定により提出された書類について、別に定める審査会に諮った上、支援することが適正と認められる各団体を選定する。

- 2 知事は、1の選定に際して、必要な条件を付することができる。

- 3 その他審査会及び選定に必要な事項は別に定める。

（選定結果の通知）

第 9 知事は、第 8 により行った選定結果を、選定結果通知書（第 7 号様式）により全ての申請者に対し通知する。

（補助金の交付申請）

第 10 第 8 により選定された者（以下「交付申請者」という。）は、本要綱の内容を確認した上で、選定後速やかに、交付申請書（第 8 号様式）に関係書類を添付して、あらかじめ指定する期日までに知事へ提出しなければならない。

2 1 の申請書に添える関係書類は、第 7 の規定により提出した申込書（第 1 号様式）に使用した印鑑の印鑑証明（ただし、申請日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）とする。

3 補助事業の内容により必要がないと知事が認めるときは、1 の申請書に記載すべき事項の一部を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第 11 知事は、交付申請者から第 10 の規定による補助金の交付申請のあった事業について、内容を審査の上、適当と認める場合には、条件を付して補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第 9 号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第 12 第 11 1 により通知を受けた交付申請者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又は補助条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

2 1 の撤回があったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第 13 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 1 の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第 11 の規定は 1 の規定により措置した場合について準用する。

（補助事業の変更の承認事項）

第 14 交付申請者は、補助金の交付決定後、補助事業の内容、補助事業に要する経費の配分又は第 11 1 の規定により通知された補助金の額（以下「交付決定額」という。）を変更する場合においては、あらかじめ変更交付申請書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、次の（1）から（3）までに掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- （1） 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
- （2） 補助事業に要する経費の配分の変更で、補助対象経費の 20%未満の変更
- （3） 補助金の額の変更で、補助事業の内容の変更を伴わない交付決定額の減額変更

- 2 知事は、1 の申請があったときは、第 11 1 の規定に準じ、決定を行い、その旨を変更交付決定通知書（第 11 号様式）により、当該交付申請者に通知する。
- 3 知事は、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

（補助事業の中止及び廃止の承認）

第 15 交付申請者は、補助金の交付決定後補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第 12 号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、1 の規定による申請を受け、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を中止（廃止）承認通知書（第 13 号様式）により、当該交付申請者に通知する。

（事故報告等）

第 16 交付申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、遂行の見通し等を知事に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 17 知事は補助事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認められるときは、その遂行状況に関し、交付申請者に求めることができる。

（補助事業の遂行命令等）

第 18 知事は、第 16 及び第 17 により交付申請者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付申請者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 知事は、交付申請者が 1 の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずる

ことができる。

- 3 2の規定により知事が補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、交付申請者が当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 24 1 (5) の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(経理)

第 19 補助事業の経理は、第 7 3 (2) に定める事業予算計画書に基づき、交付申請者が行う。

2 都の補助金は、公正、公平、効率的に執行すること。

3 交付申請者は、都補助金取扱責任者を設置し、令和 6 年度 国際スポーツ大会調査等支援事業都補助金取扱責任者設置届出書（第 14 号様式）により都に報告する。

また、都補助金取扱責任者は、善良な管理者の注意を持って公正に経理処理を行う。

4 都補助金の管理に当たっては、口座管理による振込払を原則とする。

5 交付申請者は、補助事業の経費と他の経費とを区分して処理する。

6 都は、5 に定める補助事業の経費について、交付申請者に対して随時、帳簿等の閲覧を求めることができる。

7 交付申請者は、帳簿その他の関係書類を補助事業の実施期間の属する都の会計年度終了後、5 年間保存しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付申請者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（第 15 号様式）に関係書類を添えて、会計年度終了の日までに知事に提出しなければならない。

なお、第 15 の規定により補助事業の中止（廃止）の承認を受けたときも、同様とする。

2 1 の補助金実績報告書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第 16 号様式）
- (2) 決算内訳書（第 17 号様式）
- (3) 報告書（任意様式。事業実施の様子を表す写真を含む。）
- (4) 成果物の写し（調査報告書等）
- (5) 事業実績内容を確認できる書類（領収書の写し等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 21 知事は、第 20 の規定により実績報告を受けた場合、その内容を精査し、補助金の

交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 18 号様式）により交付申請者に通知するものとする。

- 2 都は、1 に定める精査において、補助事業の実施に係る手続等について、交付申請者に説明を求めることができる。

（是正のための措置）

第22 知事は、第21の規定による精査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第20は、1 の命令により交付申請者が必要な処置をした場合について準用する。

（補助金の交付）

第 23 知事は、第 21 の規定により補助金の額の確定を行った後に、交付申請者の補助金請求書（第 19 号様式）に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び都補助金等申請の一時停止）

第 24 知事は、交付申請者が次の（１）から（５）までのいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）交付申請者の事業運営において、都の補助対象団体として著しく適正を欠く行為があったとき。

（４）交付申請者が加盟する国際競技連盟の事業運営において、著しく適正を欠く行為があったとき。

（５）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 1 の規定に基づき、都が交付決定を取り消したことにより交付申請者に損害が生じても、都は、その賠償の責めを負わない。

- 3 1 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

- 4 知事は、1 の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第 20 号様式）により、当該交付申請者に通知するものとする。

- 5 知事は、1 に基づき交付決定を取り消したときは、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び都が別に指定する東京都生活文化スポーツ局実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金等の受給対象者から除外することができる。

（補助金の返還）

第 25 知事は、第 24 1 の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第 26 交付申請者は、第 25 の規定により、知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

2 交付申請者は、知事から補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第 27 第 26 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 28 第 26 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（書類の整理保管）

第 29 交付申請者は、当該補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 30 この要綱に定めるもののほか、令和 6 年度 国際スポーツ大会調査等支援事業補助金交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日 37 財主調発第

20 号) に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 17 日から施行する。

別表（補助対象経費及び補助対象外経費）

補助対象経費	国際スポーツ大会の調査等活動に係る事務経費（委託費、人件費、国際競技連盟招へい費等）、渡航費※１・宿泊費※２（調査等活動のために要した経費に限る。）、その他特に必要と認められる経費。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。
補助対象外経費	１ 各団体の責により調査等の活動が実施できなかった場合、それに伴い生じた経費 ２ 事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（例：接待を対象とする経費等） ３ 上記渡航費・宿泊費のうち、国際競技連盟が主催する会議や大会への定例的な参加等、調査等活動に直接起因しない経費 ４ パソコン等備品の購入経費 ５ 都が指名停止措置を行っている事業者への支払経費

※１ 渡航費とは、航空賃及び空港旅客サービス施設使用料をいう。実費弁償を原則とするが、航空賃については、以下の上限額の範囲とする。

	運賃の等級を３階級に区分する航空路による旅行の場合	運賃の等級を２階級に区分する航空路による旅行の場合	運賃の等級を設けない場合
役員(理事以上)	中級の運賃	上級の運賃	航空機の利用に要する運賃
その他	下級の運賃	下級の運賃	

※２ 宿泊費とは、以下の上限額の範囲の実費額とする。

①外国における宿泊費

	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員(理事以上)	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
その他	19,300 円	13,500 円	12,900 円	11,600 円

指定都市とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域をいう。

甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域のうち、上記指定都市以外の地域をいう。

丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域のうち、上記「指定都市」以外の地域をいう。

乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

②日本における宿泊

	甲地方	乙地方
役員(理事以上)	15,000 円	11,000 円
その他	13,500 円	10,000 円

甲地方とは、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、広島市の地域をいう。

乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

上記地域の定義については、「職員の旅費に関する条例第2条第2項等による旅費規則」(昭和26年東京都人事委員会規則第5号)第7条から第10条までのとおりとする。本要綱に定めのない事項については、「職員の旅費に関する条例」(昭和26年東京都条例第76号)における取扱いに準ずるものとする。